

財務省告示第三百八十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十七年九月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（物価連動・十年）（第五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十七年度における財政運営のため

三 振替法の適用等 法律（平成十七年法律第十九号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替

四 発行方法 機関は日本銀行とする。利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び「利回り競争入札」の募入の決定を、財務大臣が行われる入札である。参加者ごとに応募限度額を定め、市場特別参加者・第 非価格競

五

募入決定の
方 法

争入札発行」という。）
各申込みのうちの応募額を順次の低

口

国債市場
特別参加
者第加
非価格競

り当てる。その応募額を割
各国債市場特別参加者ごとの応募

六

イ
発

争利回り競
争入札競
行入札競額

額面金額で四千九百九十六億円
うち財政第四十一条の規

口

国債市場
特別参加
者第加
非価格競

十億二千六百八十万円
に基き発行した利付国債に規定

				七	口			八	九				十	十	十	十
				イ	行			振	替				額	想	利	發
				払	争			額	単				額	定	行	行
				込	入			最	位				金	元	日	行
				金	札			低					算	金	の	格
				額	發			額					算	金	率	日
					競			面								
					場			金								
					円											
					四											
					百											
					三											
					十											
					六											
					億											
					四											
					千											
					九											
					百											
					七											
					十											
					億											
					五											
					千											
					二											
					百											
					二十											

基十五号のたための調査の結果に
 が小売物の価格を指すもの
 が前月の消費者物価指数の
 期及び償還期間の属する月の
 ける想定元金額は、償還期
 各子支払期及び償還期にお
 各子支払期及び償還期にお

十三年三月二十九日
 十三錢八パーセント
 十三年三月二十九日
 十三年三月二十九日

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録によるものと
 の整合数の金額によるものと
 十万人
 四百三十六億四千九百七十七万
 八千九百六十七億五千二百二十

十五

の経過
払込み
子

指数のうち生鮮食品を除く総合
 指数をいう。以下同じ。消費者
 物価指数の基準改定が行われ、
 改定後の基準（「新基準」という。
 以下同じ。）に基づく消費者物価
 指数が公表された場合であつ
 て、財務大臣が定める日以後は、
 新基準に基づく消費者物価指
 数。）を九十七・八（消費者物価
 指数の基準改定が行われ、新基
 準に基づく消費者物価指数が公
 表された場合であつて、財務大
 臣が定める日以後は、新基準に
 基づく平成十七年六月の消費者
 物価指数）で除して得た数（小
 数点以下第三位未満の端数があ
 るときは、これを四捨五入した
 もの。）に額面金額を乗じて得た
 額とする。
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額に加え、次の算式によ
 り算出した金額を第二十二号に
 規定する期日に払い込むものと
 する。

$$\begin{array}{r}
 \times \\
 \hline
 365 \\
 \hline
 \text{翌営業日の総額} \times 1.000 \times \frac{0.8}{100}
 \end{array}$$

十六

初期利
子

平成十八年三月十日を支払期と
 し、次の算式により算出した金
 額を支払う。ただし、支払期が
 銀行休業日に当たるときは、そ
 の翌営業日に支払う（以下、次

号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

第十四号の規定により算出された

支払期における想定元金額 $\times \frac{0.8}{100}$

$\times \frac{1}{2}$

十七 第二期以後の利子

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

第十四号の期における想定元金額

$\times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$

十八 償還期限

平成二十七年九月十日第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額

二十 元利金支

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

二十一 払入札参加

平成十七年九月十二日

二十二 払込期日